

# 「パワー・デイ」参加者募集



**対象者** 市内在住の65歳以上の方で、介護保険サービスを利用していない方  
※一度参加した方でも1年以上経過している場合は、再度申請できます。

**実施場所** 健祥会吉野川リハビリセンター(川島町川島106番地2)  
☎26-3010 FAX26-3011

見学も歓迎しています

**利用期間** 令和6年1~3月、各コース週1回  
**利用コース・運動内容**

- ・水中運動(プール)  
温水プールで歩行を中心とした運動
- ・マシントレーニング  
トレーニング機器などを使用した運動

**利用料** 250円/1回  
**申請に必要なもの** 印鑑  
※申請書は、長寿いきがい課(本館2階)、各支所(川島・山川・美郷)、健祥会吉野川リハビリセンターに備えています。  
**申請締切** 12月8日(金)

●問い合わせ 長寿いきがい課 ☎22-2264 FAX22-2260

## 介護予防教室

月	日	曜日	時間	場所	地区	内容
12	4	月	13:00~14:30	立石公会堂	川島	健康相談 栄養のお話 楽しい脳体操 口腔ケア
	5	火	9:00~10:30	川島公民館神後分館	川島	
			13:00~14:30	元木会館	山川	
	6	水	9:00~10:30	中部農業構造改善センター	山川	
			13:30~15:00	上浦公民館	鴨島	
	7	木	9:00~10:30	川島公民館敷地分館	川島	
	8	金	9:00~10:30	川島公民館本町分館	川島	
	11	月	9:00~10:30	森藤集会所	鴨島	
	12	火	9:00~10:30	川島公民館学西分館	川島	
			13:00~14:30	牛島集会所	鴨島	
	13	水	9:00~10:30	八坂会館	山川	
			13:00~14:30	中枝老人憩の家	美郷	
	14	木	9:00~11:00	西麻植公民館	鴨島	
	15	金	9:10~10:40	中古井広域集落センター	美郷	
			13:00~14:30	飯尾会館	鴨島	
	18	月	13:30~15:00	西川田福祉センター	山川	
	19	火	9:00~10:30	三山老人憩の家	美郷	
			13:00~14:30	湯立会館	山川	
	20	水	13:00~14:30	知恵島公民館	鴨島	
	21	木	9:00~10:30	東児島公民分館	川島	
	22	金	9:00~10:30	三ツ島西公会堂	川島	
	25	月	13:00~14:30	敷地老人憩の家	鴨島	

※初めて参加される方は問い合わせください。※健康手帳を持参してください。※資料がある場合があります。眼鏡が必要な方は持参してください。※健康相談の受付時間は、基本的に開始時刻から30分間です。※講座内容は変更する場合があります。

## リハビリ教室

月	日	曜日	時間	場所	地区	内容
12	8	金	9:00~11:00	三ツ島西公会堂	川島	●血圧測定 ●体力測定(握力・2ステップ) ●理学療法士による個別運動指導 ●集団体操

●問い合わせ 長寿いきがい課 ☎22-2264 FAX22-2260

**人権学習会**

子どもたちの人権意識の向上、人権問題解決の土台となる学力の充実、固い絆で結ばれた仲間づくりを目的として教育委員会や隣保館で人権学習会を実施しています。各人権学習会では、人権学習や子ども会活動を行っています。近年は新型コロナウイルスの影響により規模を縮小して活動していましたが、今年度は、新型コロナウイルスも落ち着き、新しい活動が以前のように活動が行えるようになり、今後とも子どもたちが人権意識を高め、自他の人権を大切に、自ら考え行動できる力を身につけられるよう、人権学習会の活動を通して学んでもらいたいと考えています。

生涯学習課  
☎22-2271  
FAX22-2270

**人権文集「なかま」**

市内各小中学校から人権に関するポスター・作文・習字・標語を募集し、人権作文集「なかま」を年一回発行しています。市内全校の児童・生徒や教職員の他、図書館などに配布し、人権啓発を図っています。子どもたち自身の体験などをもとに人権や差別について考えていることや、人権学習を通して学んだことなどのさまざまな想いを感じることができ、ぜひ一読ください。

住宅防火 いのちを守る7つのポイント  
寝たばこは、絶対やめる。

# 市税滞納者の『家宅搜索』を実施しています

本市では、滞納者宅の家宅搜索を実施し、財産を差押えています。皆さんに納めていただいた市税は、福祉、教育、道路整備など、皆さんが安心して生活するための市民サービスを提供するための大切な財源です。

市税の滞納が増えると、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになります。また、督促状の送付など、余分な経費に税金を使うことにつながります。

税務課では、市税を納期限内に納めてくださっている大多数の方々との公平性を保つため、滞納者の財産調査を徹底的に行い、財産の差押えを行っています。

### Q 家宅搜索とは？

国税徴収法第142条に基づき、滞納者に対し財産調査の一環として行うもので、自宅や事業所などを搜索して、発見された現金や財産の差押えを行うものです。なお、税金滞納による家宅搜索は、裁判所の令状は必要とせず、滞納者の意思に関わりなく強制的に行うことができます。また、搜索の実施にあたって事前の連絡は行っていません。

差押えた財産(検品中の様子)



### Q 家宅搜索の対象は？

市税を滞納している個人や法人

### Q 差押えられた財産はどうなりますか？

差押えた財産は、公売会やインターネット公売にて売却し、売却金額を滞納市税に充てることになります。

### Q 災害や病気などで納税が困難な方は、悩まず、放置せず、早めに相談してください。

●問い合わせ 税務課 ☎22-2215 FAX22-2247

## 住宅用火災警報器の寿命は、設置後約10年が目安です！

住宅用火災警報器は、火災をいち早く察知するためにとても有用ですが、故障や電池切れにより、いざというとき正常に作動しない場合もあります。万一の火災に備え、住宅用火災警報器を定期的に点検しましょう。

住宅用火災警報器の寿命は、約10年が目安とされています。本体に記載されている製造年月日を確認し、寿命が経過したものは交換しましょう。



高所に設置している住宅用火災警報器を点検・交換する場合は、ケガをしないよう十分注意しましょう。不安な場合は、無理せず周囲の人に依頼することも検討しましょう。

住宅用火災警報器の点検方法は、取扱説明書やメーカーのホームページなどで確認しましょう。

●問い合わせ 徳島中央広域連合消防本部消防課 防災対策課  
☎26-1191 FAX24-9918  
☎22-2235 FAX22-2248

人権の花咲くまちクイズの解答  
第12回…ウポポイ 第14回…7月 第16回…人身取引対策  
第13回…防災士 第15回…人権侵害問題啓発 第17回…生活困窮者自立支援法

不法投棄は大変な犯罪です！もし不法投棄を見かけたら、ご連絡ください。  
阿波吉野川警察署 ☎25-6110 環境企画課 ☎22-2230 FAX22-2247